

2026年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保について

[大阪市職経済局支部 本交渉]

日 時 2026年3月4日(水) 午後5時10分から午後5時30分
場 所 中央卸売市場本場 業務管理棟15階 第3会議室
出席者 所属 総務課長、総務課長代理、担当係長
支部 支部長・副支部長2名・書記長・執行委員6名

(所属：担当係長)

これより、本交渉を行います。

総務課長から、昨年10月に申し入れのございました項目にかかる回答及び現在の中央卸売市場を取り巻く状況並びに当局としての考え方を説明いたします。

(所属：総務課長)

平素は、大阪市職員労働組合経済局支部の皆様方には、当局の円滑な業務執行に関し、何かとご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます

それでは、昨年10月に申し入れのございました項目について、回答いたします。

<回答文 手交> ~読み上げ~

引き続きまして、現在の中央卸売市場を取り巻く状況並びに当局としての考え方を説明させていただきます。

市場の会計収支は依然として厳しい状況であることから、管理運営の効率化を追求していかなければならない状況に変わりはなく、民間活用の拡大により、事務・業務の効率化の推進に努めていかなければならない情勢にあります。

本場及び東部市場につきましては、令和4年度に「最適な市場運営のあり方」として「業務委託化を引き続き進める」という方針をとりまとめました。

現行業務から委託可能業務を抽出し、費用対効果を見極めつつ、業務委託範囲の拡大の可能性の精査・検討を進めてまいりたいと考えております。

また、南港市場につきましては、老朽化対策や衛生水準の高い対米等輸出に対応した大規模整備を実施しているところです。なお、大動物棟、小動物棟は令和9年6月の稼働を予定しており、今後も工事監理等について本市が主体的に行う必要があるため、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築していかなければならないと認識しております。

このような背景の中、市場の取扱量が伸び悩み、増収が見込みがたい状況下では、限られた資金と人材を、如何に有効に活用していくのかが、内外から厳しく問われているものと認識しており、組織全体として業務執行の一層の効率化が欠かせないことから、これまで以上に、施策・事業の再構築等の取組みとともに、事務の簡素化による見直しや委託化等の多様な手法の活用を徹底することにより、真に必要な公共サービスの低下をきたさず、業務内容や業務量に見合った業

務執行体制を構築していなければならぬと考えております。

令和5年7月にお受けした「健康障がい予防対策に関する申し入れ」にある内容のうち、石綿含有建材の取扱作業に従事した職員への臨時的健康診断について、令和7年度は2月9日から3月6日に実施しております。石綿健康診断については、法的根拠を有する健康診断にはあたらないものの、雇用主としての安全配慮義務の観点より、過去において保護具を着用せずに石綿が飛散する作業環境下で業務を行ったことのある現職を対象として、当分の間、継続して実施してまいります。

なお、現在、本場西棟においては石綿対策工事が実施されておりますが、石綿含有建材の落下リスクはいまだございます。今後、万一、石綿含有建材が落下した際等の作業については職制として関係法令を遵守するとともに、安全面に十分配慮し、職員に石綿作業主任者技能講習を受講いただく等、対応してまいります。

その他、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案、それに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものでございますが、それに伴う職員の勤務労働条件に変更につきましては、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(組合：支部長)

ただ今、「真に必要な公共サービスの低下をきたさず、業務内容や業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならない」とした基本的な考え方が示された。

「人員マネジメント」に関わっては、申し入れの趣旨を踏まえ、あくまでも「仕事と人」の関係整理にもとづいた慎重な検討と、それに見合った要員配置を行うよう強く求めておきたい。

また、「事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行う」とするならば、行政責任と使用者責任が十分果たされることは当然であり、勤務労働条件に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行った場合については、「自らの判断と責任」に至った考え方について、情報提供を行うよう求めるもので、この点についても認識を確認しておきたい。

そのうえで、何点かにわたり口頭で補足したいので合わせて回答をお願いします。

○石綿含有建材の取扱作業に従事した職員に対し、健康被害が発覚するまでは相当の期間を要することが、過去の事例により認識しているところである。当分の間、石綿健康診断を受けたからといって、将来にわたる不安が解消されるわけではなく、今後も引き続き職制として責任ある健康管理にかかる石綿健康診断の実施が必要と考えているが、所属としての認識を確認する。

○時間外勤務の回答において、啓発周知に努めると伺っているが、この間まったく改善されていない状況である。特に総務課において恒常的に時間外勤務が続いており、職員数が不足していることや業務量が多いことが問題であり、適切な要員配置など、根本的かつ具体的な解決策を示されたい。

○休日勤務について、市場開場日カレンダーにおいては、片側のみの開場日の設定や突発的とされたが事前の計画が不十分な体制における休日出勤が発生するなど、これまで以上に職員への負担が増大している。代休の措置をできる要員の配置は当然のことながら、子育て世代等の休日勤務は保育サービスの追加負担など家庭負担を増大させている。これらの点について所属の認識を伺いたい。

○職員の労働安全衛生について、業務に集中できる環境とは言い難い。特に事務机や椅子の老朽化に伴う対策が遅く不十分な対応と言わざるを得ない。使用者の責務として快適な職場環境を構築するためにも早急に対策を講じられたい。

○休日勤務命令については、職員の勤務労働条件に影響を及ぼすことから速やかな情報提供等を従前より求めている。しかしながら情報提供が勤務日の直近となっており、内容を精査する間もない状況となっている。今後は速やかな情報提供及び適切な要員配置をおこなうように改められたい。

以上回答をお願いします。

(所属：総務課長)

ただいま、組合側から数点にわたる指摘を受けたところであります。

石綿健康診断につきましては、『「石綿等の取扱い」若しくは「試験研究のための製造」』又は「石綿分析用試料等の製造」に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、事業者が実施することが義務付けされているものです。

当局の業務はこれに該当しないとの見解が示されているところではありますが、令和5年度については労働基準監督署から臨時の健康診断を実施するよう指導を受けたことに基づき、時間的な余裕がない状況下で臨時の石綿健康診断を行ない、また令和6年度については前年度に十分とは言えなかった期間や周知の範囲を拡大し、令和7年度も同様に実施しているものでございます。

今後の石綿健康診断の実施につきましては、雇用主の安全配慮義務として、先に説明させていただいたとおり対象者を限定し、今後も当分の間において実施してまいります。

総務課をはじめ各課・場の時間外労働時間の縮減については、「時間外勤務の縮減にかかる指針」に沿って、職制として取り組むべき重要な事項であると認識しております。

引き続き、業務の効率化に努める必要があると認識しているところです。併せて引き続き超過勤務の縮減に関する啓発を行い、時間外労働時間の縮減に努めるとともに、職員の健康増進に努めてまいりたいと考えております。

休日勤務命令につきましては、中央卸売市場は生鮮食料品を市民・消費者に安定供給を行うた

め、令和8年のカレンダーにおいては本場・東部市場では2日、休日に市場を臨時開場する予定であり、南港市場では1日、休日にと畜を行う予定です。休日勤務を行った場合については、代休措置を行うとともに、必要最小限の休日勤務となるよう努めてまいりたいと考えております。

また、そのほかの休日勤務についても、管理監督者による命令によるものでありますので、各職場における管理監督者に対し、計画性をもち、かつ必要最小限のものとするとともに、特定の職員に業務や出勤が偏ることがないように再度周知するとともに、余裕をもった情報提供をさせていただきます。

土曜日の開場日対応につきましては、休日の指定を行っているところです。休日出勤につきましては、スリムで効率的な業務執行体制により、必要最小限となるよう努めてまいりたいと考えております。

職場における事務用品等については、各職場の状況を確認し、産業医の指摘を受けているもの等購入が必要なものについては、購入の調整を行ってまいりました。また、熱中症対策として必要な物品については気温が上昇する時期までに今後調達してまいる予定であります。

今後も職場環境にかかる物品につきましては、各職場における状況を把握し、予算の執行状況等を総合的に鑑みて検討してまいります。

私どもとしましては、単に職員数だけを削減し、事務事業の再構築を行わなければ、円滑な業務執行体制に支障をきたし、複雑・多様化する行政ニーズに対応できなくなることから、事務の簡素化による見直し・委託化等によって、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えております。業務執行体制の確立にあたっては、事務事業の精査を加えながら、年度当初に必要な体制を確立していきたいと考えております。

本市を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況でございますが、中央卸売市場といたしましては、引き続き、安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給していくとともに市民サービスの低下を招くことなく、効率的・効果的な業務執行体制を構築するとともに、職員の労働安全衛生の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、今後、職員の勤務労働条件に変更が生じる事項につきましては、適宜、協議・交渉を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(組合：支部長)

ただいま、所属から勤務労働条件の考え方が示されたが、実態として業務繁忙職場の改善には未だ至っておらず、組合員への労働強化が続いている。職員の超過勤務や有給休暇の未取得によって業務が補填されていると認識しており、このことは正規職員が適正に配置されていないことが根本的な原因であり、至急改善を行うべきである。

石綿健康診断については、作業に従事させられていたことによる健康被害が発症するのは現職よりも退職後の方が可能性は高いのではないかと考える。また、当面の間の実施だけでは職員の不安を払拭できないため、長期的かつ退職後も業務に従事したことが起因する不安が少しでも解消されるよう、退職後も含めた継続的な実施について改めて求めておく。

そのうえで、引き続き人員マネジメントにおける削減状況と業務執行体制との関係について整理された時点で説明を求めておく。支部としては、現時点で判断に至る情報が全て示されるものではなく、今回示された内容から乖離していないかなど、我々としても引き続き状況を注視してまいりたいと考える。そのうえで、「2026年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保について」は本交渉において、勤務労働条件の変更はないこと（交渉事項なし）を確認しておくが、今後も職員の勤務労働条件に変更が生じた際には、誠意を持って協議・交渉行うことを改めて求めておく。

なお、本日の内容については、新年度が差し迫っていることもあり、職場混乱が生じないよう、所属の責任として速やかに説明しておくよう再度求めておく。